

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

人事異動 ○ 三重県立図書館協議会委員の解任及び任命について	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ ○ 三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認	社会教育・文化財保護課	1頁

人 事 異 動

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び三重県立図書館協議会条例（昭和25年三重県条例第62号）第2条の規定により、次のとおり三重県立図書館協議会委員を解任及び任命しました。

令和元年6月4日

三 重 県 教 育 委 員 会

- 解任する委員の氏名
中 川 弘 文
- 解任日 令和元年6月4日
- 任命する委員の氏名
大 川 暢 彦
- 任期 令和元年6月5日から令和2年9月2日まで

お 知 ら せ

令和元年6月21日付け三重県公報第14号に、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立鈴鹿青少年センター利用料金の承認（平成26年三重県告示第768号）は、令和元年7月31日限り廃止します。

令和元年6月21日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 指定管理者
公益財団法人三重県体育協会
理事長 村木輝行

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分		単位	金額（円）	
			通常料金	季節料金
県内に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	510	310
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	920	620
	その他の者	1人1日につき	1,540	1,030
県外に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,030	620
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,850	1,240
	その他の者	1人1日につき	3,080	2,060

備考

- 1 1日とは、午後1時から翌日の午後1時までの間とする。
- 2 季節料金を適用するのは、11月1日から12月17日まで、1月7日から2月末日までの各期間の日曜日から木曜日までとする（祝日に当たるときは、その前日を除く。）。
- 3 保育所及び幼稚園の園行事の場合、4歳未満の幼児は、区分「4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者」の準ずる者として適用する。
- 4 宿泊で利用する団体の構成員のうち日帰りで利用する者の利用料金は、9時～13時、13時～17時、17時～22時の区分ごとに1人150円（季節料金適用期間は100円）を徴収する。ただし、団体の宿泊者数が利用する宿泊室の合計定員の6割以上となる場合にあっては、日帰りで利用する者の利用料金は徴収しない。

(2) 施設を利用する場合

区分	金額（円）	
	1時間あたり	前後超過30分あたり
総合研修館	1,850	920
大研修室	1,110	550
オリエンテーション室	730	360
研修室	730	360
文化室	730	360
創作室	730	360

備考

- 1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 1時間を超過して利用する場合の超過時間が30分未満のときは、30分とする。前号に定める利用時間を超過して、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。
- 3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室利用を終了する日の午後1時までの間をいう。以下同じ。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

設備器具名	単位	金額（円）
ピアノ	1日1台につき	5,000
七宝焼電気炉	1日1台につき	3,000
電子オルガン	1日1台につき	2,000
ビジュアルプレゼンター	1日1台につき	1,000
スライド映写機	1日1台につき	1,000
トランシーバー	1日1対につき	1,000
プロジェクター	1日1台につき	1,000
テレビ・ビデオセット	1日1セットにつき	1,000
ワイヤレスアンプ	1日1台につき	1,000
オリエンテーリング用具	1日一式につき	1,000

ラジカセ	1日1台につき	1,000
パソコン	1日1台につき	1,000
野外炊飯用具	1日一式につき	500
キャンドルサービス用具	1日1セットにつき	100
天体望遠鏡	1日1台につき	100
各種スポーツ用具	1日1種目1セットにつき	100
総合研修館空調	1時間につき	3,000
調理設備	1日一式につき	1,000

備考

- 1 宿泊室を利用する日の設備等の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。
 - 2 調理設備については、半日（使用開始時刻から4時間まで）の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年5月29日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年8月1日

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会